

契約書
居宅介護支援

合同会社 AKASHI
ナイスケア

居宅介護支援契約書

_____ (以下、「利用者」といいます)居宅介護支援事業所 ナイスケア(以下、「事業者」といいます)は事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険等に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス提供事業者との連絡調整その他の提供に努めます。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間満了の30日前までに、利用者からの解約の申出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその名前を文章で通知します。

第4条(居宅サービス計画の作成)

事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者家族の希望を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜提供
- (3)サービス実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4)給付管理
- (5)介護サービス等に関する相談・説明
- (6)その他必要と認められる事項

第5条(居宅サービス計画の変更)

事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者及び利用者家族が居宅サービスの変更を希望した場合には、事業者は、利用者の意思を尊重するとともに、事業者と利用者及び利用者家族の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更できることとします。

第6条(要介護認定等にかかわる申請の援助)

事業者は、利用者及び利用者家族の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な協力を行います。

第7条(サービス提供の実施記録等)

- (1)事業者は居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から5年間保管します。
- (2)利用者は前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます
- (3)事業者はこの契約終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第8条(料金)

この契約書に基づき、事業者が提供する居宅介護支援等に関する料金は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第9条(契約の終了)

《利用者の解約権》

- (1)利用者は事業者に対して、この契約の解約を希望する日の30日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者は事業者に対して、この契約の解約を申し入れ、重要事項説明書に定める解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (2)利用者は、前項の規程にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、重要事項説明書に定める解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。

《事業者の解約権》

- (1)事業者は、やむを得ない場合には、利用者に対して、契約終了の30日前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (2)事業者は、利用者又は利用者家族が介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- (3)次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は当該各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日をもって自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合は入所又は入院した日。
 - ② 利用者の要介護認定区分が自立(非該当)と認定された場合は、この契約の有効期限の満了日(この契約の満了日後に、自立(非該当)と認定された場合に当たっては、当該自立と認定された日)
 - ③ 利用者が死亡し、又は身体障害者療養施設に入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合は、当該資格を喪失した日。
- (4)事業者は、この契約の終了に伴い、利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録(写し)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第10条(守秘義務)

- (1)事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び利用者家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場

合など正当な理由なく第三者にもらしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

- (2) 事業者は、その従業者が退職後においても、在職中に知り得た利用者及び利用者家族に関する秘密及び個人情報をもらすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は利用者及び利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等や他の介護保険サービス事業者において、利用者及び利用者家族の個人情報を提供しません。

第11条(事故発生時の対応及び損害賠償)

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医又は関係医療機関、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし事業者は、利用者の計画予定外の行動による事故が発生した場合の責任については一切責任を負いません。

第12条(相談・苦情処理)

- (1) 事業者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。
- (3) 事業者は利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをしません

第13条(身分証携帯業務)

介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者及び利用者家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条(信義誠実の原則)

- (1) 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

居宅介護支援の利用にあたり、利用者及び利用者家族に対し契約書の説明を行いました。

ナイスケアとの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結 令和 年 月 日

事業者

(事業者名) ナイスケア
(住 所) 神戸市兵庫区荒田町3丁目14-7-103
(電話番号) 078(515)1805
(代表者) 田中 嘉明 ⑩
(説明者) 田中 嘉明 ⑩

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____

(利用者または立会人)

利用者は、署名が出来ないため、利用者の意思を確認の上私が代行します。

(住 所) _____

(氏 名) _____

令和4年10月1日 新訂
令和5年 9月1日 改訂
令和6年 8月1日 改訂